

審 査 基 準

令和7年6月28日

法 令 名：	風営適正化法施行規則
根 拠 条 項：	第61条第2項において準用する第45条
処 分 の 概 要：	映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の再交付
原権者（委任先）：	茨城県公安委員会
法 令 の 定 め：	
審 査 基 準：	
標 準 処 理 期 間：	14日（行政庁の休日は含まない）
申 請 先：	営業の本拠となる事務所の所在地の所轄警察署生活安全課（係）
問 合 せ 先：	茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備 考：	